

令和 7 年度 宗像市会計年度任用職員（子どもの権利相談員）募集案内

1 応募受付期間 令和 7 年 1 1 月 2 6 日（水）～令和 7 年 1 2 月 1 7 日（水）

2 採用予定人数及び職務内

採用予定人数	職務内容
若干名	・むなかた子どもの権利相談室ハッピークローバー（略称：はぴくろ）での子どもの権利相談員業務（子どもの権利侵害に関する相談支援業務など） ・子ども支援係業務に関する電話・窓口対応、その他事務補佐等 ※詳細については、宗像市公式ホームページから「子どもの権利相談」でサイト内検索をしてください。 https://www.city.munakata.lg.jp/list00246.html

3 勤務条件

任用期間	令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで ※勤務成績が良好な場合、翌年度も任用を行うことがあります。
勤務日	月 1 6 日程度（1 か月単位の変形労働時間制・常勤職員の 3/4） ※原則、月曜日～金曜日 事業の都合により土日出勤の場合があります。 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1～3 日までは休み
勤務時間	A 勤 10：00～18：30、B 勤 10：00～16：30 C 勤 12：45～18：30 勤務の間に 45 分の休憩あり（A 勤：週 3 日、B 勤または C 勤：週 1 日程度）
勤務場所	宗像市役所内 むなかた子どもの権利相談室（宗像市東郷一丁目 1 番 1 号）
報酬	月額 172,500 円～192,300 円 ※採用日前 10 年間 について、本市職員（臨時的任用職員や嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴 及び資格に応じて 給与月額を決定します。
諸手当	費用弁償（通勤手当相当）、期末手当、勤勉手当 ※給与関係の条例、規則の定めるところによる
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇を付与（最大 15 日）
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
公務災害 労災	市のその他非常勤の職員の公務災害補償
服務	・地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 （服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	・給与等支給日 毎月 21 日 ・健康診断あり

4 受験資格

必要資格	・子どもの権利に関する知識や経験を有する人、または臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士、教員のいずれかの資格を持つ人 ・パソコン（ワード、エクセル）操作ができる普通自動車運転免許保持者（AT 限定可）
------	---

その他	下記に該当する人は試験を受けることができません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・宗像市として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
-------------------	--

5 選考試験の実施日・試験方法

実施日	試験日時は別途お知らせします
試験内容	面接試験：人柄、知識、意欲等をみる個別面接

6 合格発表

合格者に郵送で通知します。

※可否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

7 応募方法

(1) 提出書類

- ①市販の履歴書（写真貼付、応募動機記載）
- ②有資格者は臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士、教員のいずれかの資格証の写し

(2) 提出方法及び提出期限

持参または郵送による（令和7年12月17日（水）17時必着）

(3) 提出先

〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号 宗像市子ども子育て部子ども支援課あて

※提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

8 個人情報の取り扱いについて

応募書類に記載された個人情報については、本試験及び任用手続きに必要な範囲内で利用します。

9 その他

履歴書等の虚偽や過去の犯罪歴等が発覚した場合は、採用を取り消す場合があります。

有資格者は、試験実施の際に資格の現物確認を行います。

試験に合格し採用となった場合、地方公務員法の規定に基づき、すべて条件付採用となります。採用後、1ヶ月を良好な成績で勤務したときに、会計年度任用職員として正式採用となります。

【問い合わせ先】
宗像市子ども子育て部子ども支援課
担当：横尾、橋本
電話：0940-36-6912